（様式第3－１号）

**受託研究契約書**

中村学園大学・中村学園大学短期大学部（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（受託研究の実施）

1. 甲は、次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を乙の委託により実施するものとする。
2. 研究題目
3. 研究目的
4. 研究内容
5. 研究期間　　研究経費が納付された日から　　　　年　　　　月　　　　日までとする。
6. 研究担当者

共同研究者

1. 研究経費　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税含む）

（内、直接経費　　　　　　　　　　　　　　円）

（内、管理手数料　　　　　　　　　　　　　　円）

1. 乙が提供又は寄付する施設設備・機器備品等
2. 研究実施場所

（研究の遂行）

1. 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施にあたり被った損害については、乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙が提供又は寄付する施設設備・機器備品（以下「提供物品」という。）に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

（共同研究者の参加及び協力）

1. 甲又は乙(以下「当該当事者」という。)のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者及び当該契約締結時に予め列記された共同研究者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、新たに共同研究者を加えることができる。

２　共同研究者が新たに加わるにあたっては、研究への参加を招請した甲又は乙が、新たな共同研究者に対して本契約内容を遵守するよう指導・監督しなければならない。

３　当該当事者は、共同研究者が研究対象者等に損害を与えた場合には、当該共同研究者にその損害の賠償を請求することができるよう、その扱いを別に定めておくものとする。

（再委託）

1. 甲は、乙の承諾なしに、本受託研究の再委託等本契約に基づく権利及び義務を第三者に承継させてはならない。

（研究経費の納付）

1. 乙は、本受託研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を本契約締結日の翌日から起算して20日以内に甲の指定する銀行口座に納付しなければならない。

（経理）

1. 研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申出ることができる。甲は乙からの閲覧の申出があった場合、これに応じなければならない。

（設備等の帰属）

1. 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（提供物品の搬入等）

1. 第1条第7号の提供物品の搬入及び据付け等に要する経費は、乙の負担とする。

２　甲は第1条第7号の規定により乙から受入れた提供物品について、その据付完了のときから返還に係る作業が開始されるときまで、善良なる管理者の注意義務をもってその保管に当たらなければならない。

（研究経費が不足した場合の措置）

1. 甲は、納付された研究経費に不足が生じた場合は、直ちにその理由等を付して乙に通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費の負担をするかどうかを決定する。

（研究の中止及び期間の延長）

1. 本受託研究を途中で中止し、又は本研究期間を延長する場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとし、いずれかが一方的にこれを行うことはできないものとする。

２　甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

（研究経費の返還）

1. 第10条の規定により、本受託研究を中止し、又は延期する場合において、第5条の規定により納付された研究経費の額に不要が生じた場合は、乙は甲に不要となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

（提供物品の返却）

1. 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第1条第7号の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙が負担する。

（知的財産権の帰属）

1. 本受託研究を実施することにより得られる知的財産権は甲乙の共有とし、持ち分は均等とする。なお、出願については、別途締結する共同出願契約に従うものとし、出願手続・維持管理に要する費用は、甲乙が均等に負担するものとする。

（情報の開示）

1. 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報及び知識等を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

（秘密の保持）

1. 甲及び乙は、本受託研究の実施にあたり相手方から開示又は提供を受けた相手方の技術上若しくは営業上の一切の情報（以下「機密情報」という。）について、第1条の研究担当者以外に開示又は漏洩してはならない。また甲及び乙は、開示又は漏洩した情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。
2. 相手方から開示を受け又は知り得た際、その機密情報が既に公知となっていた場合
3. 相手方から開示を受け又は知り得た際、既にその機密情報を自己が所有していたことを証明できる場合
4. 当該機密情報の開示について相手方から書面による同意を得ている場合
5. 当該機密情報について相手方から開示を受け又は知り得た後に自己の責によらず公知となった場合
6. 当該機密情報が正当な権限を有する第三者から適法に取得したものである場合

２ 前項の有効期間は、第1条の本受託研究開始日から研究完了後　　年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の報告）

1. 甲は、本受託研究完了後、研究成果報告書を速やかにとりまとめ、乙に提出するものとする。なお、報告の方法及びその期限は、甲乙協議による。

（研究成果の公表）

1. 甲は、本受託研究完了の翌日から起算し2か月以降本受託研究によって得られた研究成果について発表若しくは公開する（以下「研究成果の公表等」という。）。ただし、研究成果の公表等が求められる大学の社会的使命を踏まえ、乙の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

２ 前項の場合、甲は、研究成果の公表等を行おうとする日の2か月前までにその内容を書面にて乙に通知しなければならない。また、甲は特段の理由がある場合を除き、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

３ 乙は、前項の通知の内容に、発表若しくは公開されることが将来期待される利益を著しく侵害する恐れがあると判断されるときは、公表の内容及び方法等について甲と協議するものとする。

４ 第2項の研究成果の公表等に際して甲が乙に通知しなければならない期間は、本受託研究完了後の翌日から起算して3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（反社会的勢力でないことの表明・確約）

1. 甲及び乙は、本契約締結時に、自己及び役員その他これに準ずる者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　　甲及び乙は、相手方及び相手方が所属する機関等の役員その他これに準ずる者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合において、本契約を解除された相手方は、当該解除により発生した自己の損害を相手方に請求できないものとする。

1. 前項に掲げる反社会的勢力に該当すると認められるとき
2. 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為等を行い、又は第三者にこれらの行為を行わせたとき

（解除）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当した場合において、文書による催告後7日以内に違反の是正を履行しないときは、本契約を解除することができるものとする。
2. 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき
3. 相手方が本契約内容に違反したとき

（損害賠償）

1. 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲又は乙若しくは研究担当者及び共同研究者が故意又は重大な過失によって研究対象者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、第1条第4号に規定する期間とする。

2　　本契約の失効後も、第11条から第20条まで及び第23条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議事項）

1. 中村学園大学（含む短期大学部）受託研究内規及び本契約に定めない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

1. 本契約に関して紛争が生じた場合は、甲の所在する福岡地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ各1通を保管するものとする。

　　　　年　　　　月　　　　日

甲　　福岡市城南区別府5丁目7番1号

中村学園大学

中村学園大学短期大学部

学　長　　久　保　　千　春

乙　　住　所

企業名

代表者